

平成26年度以降の制度運営体制について

- 平成23年度～25年度の基盤整備事業の中で整理してきた家庭エコ診断制度については、今年度事業の中で運営事務局の役割やうちエコ診断の認定・管理手法、うちエコ診断員の資格認定手法等についてガイドライン案としてとりまとめ、平成26年度以降に引き継ぐ。
- ガイドライン案では、以下の2つの事務局機能（資格試験の運営・制度運営）について分類整理した。

家庭エコ診断制度の内容

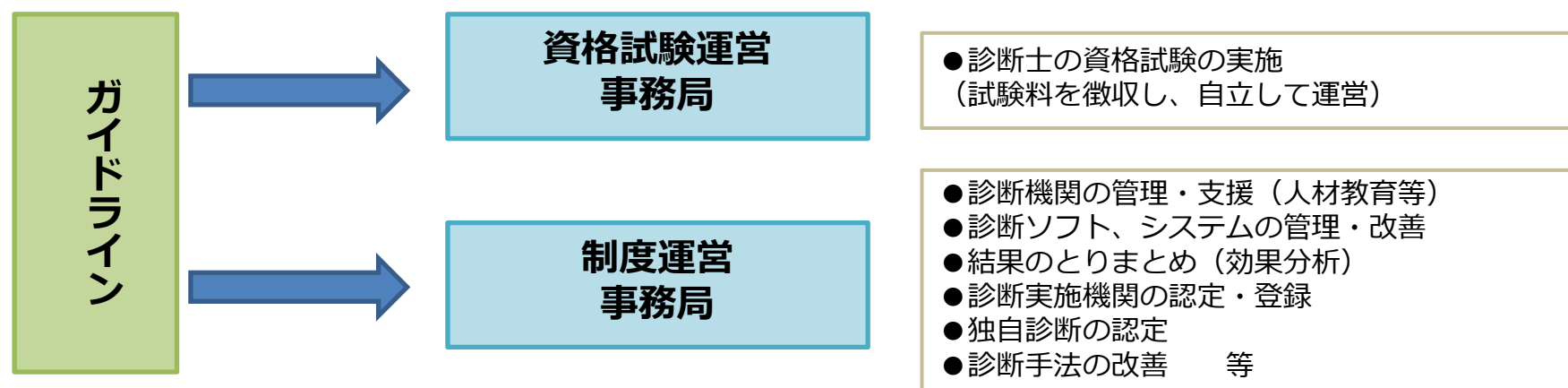
家庭エコ診断制度は、以下の2つの内容に大きく分かれる。

【資格試験運営事務局：うちエコ診断士・うちエコ相談員の認定】

- 全国的な検定試験を運営し、うちエコ診断士及びうちエコ相談員の認定を行う。

【制度運営事務局：制度全体の管理・運営】

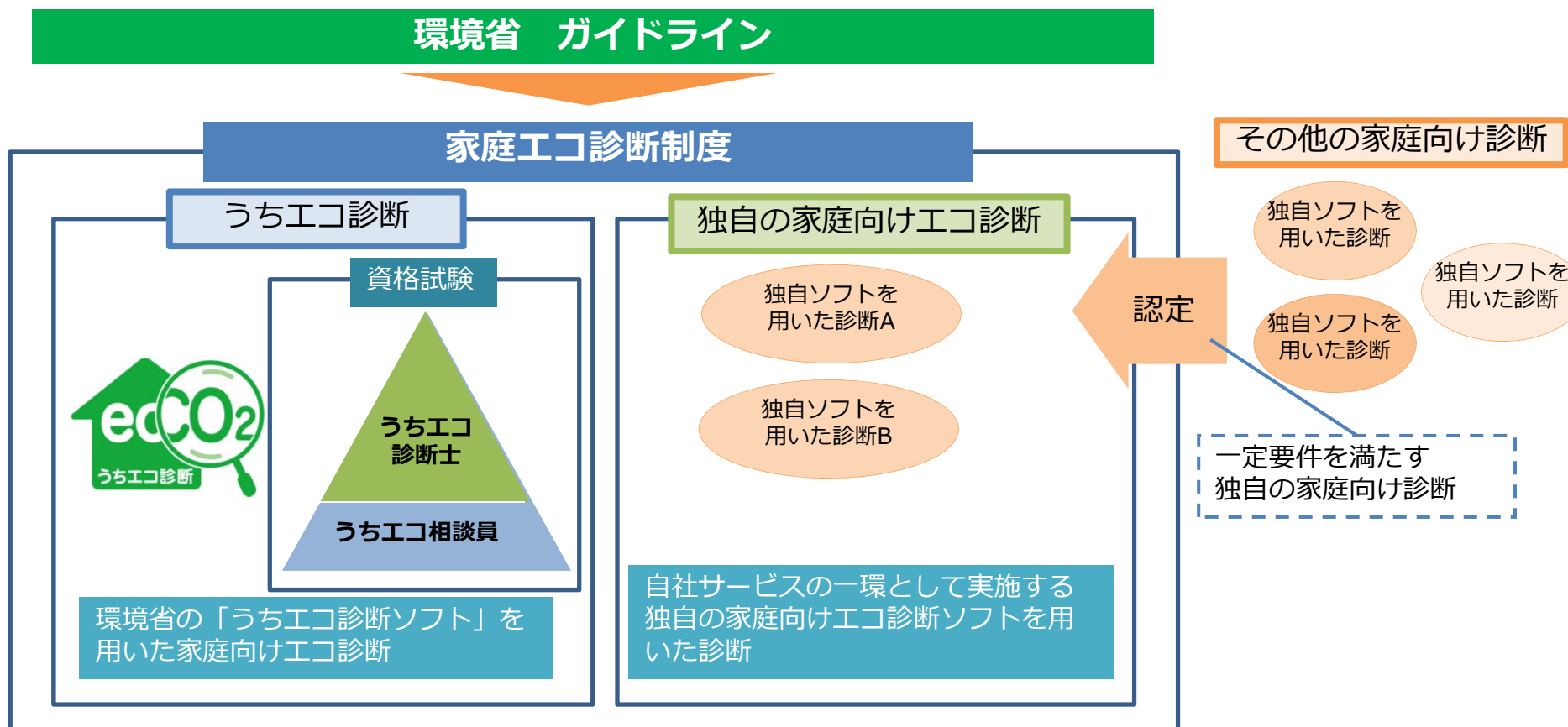
- 制度全体を運営するため、うちエコ診断実施に関する規程類の作成やうちエコ診断ソフトの管理・改善、診断実施機関の認定・登録、診断結果のとりまとめ、独自診断の認定等を行う。



家庭エコ診断制度の枠組みについて

○ガイドラインが示す家庭エコ診断とは、以下の2つを指す。

- ・ **うちエコ診断**：環境省の「うちエコ診断ソフト」を使用する診断
- ・ **独自の家庭向けエコ診断**：環境省が規定する診断手法と運用管理等の要件を満たした独自の家庭向け診断



家庭エコ診断制度運営ガイドライン（案）の概要

「家庭エコ診断制度」を創設するにあたり、ガイドライン案により、普及につながる自立的な運用プロセスと効果的な診断実施のための枠組みを規定することで、実施環境を整備する。

ガイドラインで規定する内容（案）について

①家庭エコ診断運営ガイドラインの策定にあたって

家庭エコ診断制度ガイドラインの適用範囲や家庭エコ診断の定義、制度運営事務局と資格試験運営事務局の各事務局が行うべき役割について整理。

②家庭エコ診断の普及について

（第1分科会関係）

家庭エコ診断における目標や、今後の普及戦略の立案及び制度運営事務局が実施する内容について整理。

③うちエコ診断の制度運営について

（第2分科会関係）

うちエコ診断の手法の手順や診断実施機関の認定、うちエコ診断ソフトの管理や診断結果の取りまとめ、個人情報保護に関する留意事項など、うちエコ診断を運営するにあたって制度運営事務局が実施する内容について整理。

④うちエコ診断の資格試験運営

（第2分科会関係）

うちエコ診断士・うちエコ相談員の検定試験の実施方法および診断士・診断員の認定や更新に関する方法等について、資格試験運営事務局が実施する内容について整理。

④独自診断の認定および管理

（第1・第2分科会関係）

うちエコ診断以外の家庭エコ診断である、独自診断を実施している民間企業等が家庭エコ診断制度の枠組みに参画しようとする場合の認定要件（診断手法、運用管理）やうちエコ診断との連携について、制度運営事務局が実施する内容について整理。



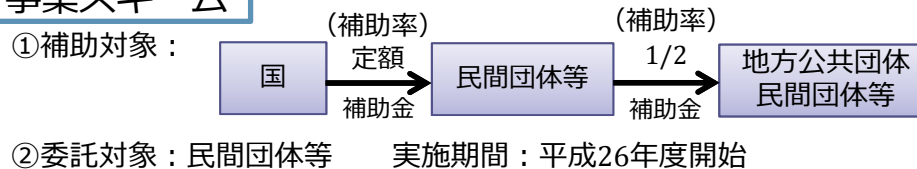
低炭素ライフスタイル構築に向けた診断促進事業

平成26年度予算(案)額
320百万円(新規)

背景・目的

- 家庭からの温室効果ガス排出量は2012年度に1990年度比で約6割も増加しており、環境・生命文明社会の実現のためには低炭素ライフスタイルを推進することが必要不可欠。
- 一方、各家庭での意識向上からCO₂削減行動へつなげるためには、ライフスタイルに応じた具体的・効果的なアドバイスが必要。
- 本事業では、家庭における着実な省エネを実行するための診断事業を行い、低炭素ライフスタイルへの転換を促進する。民間企業や地域主体のネットワークを活用し、各家庭において現状から20%以上のCO₂削減実現を目指す。

事業スキーム

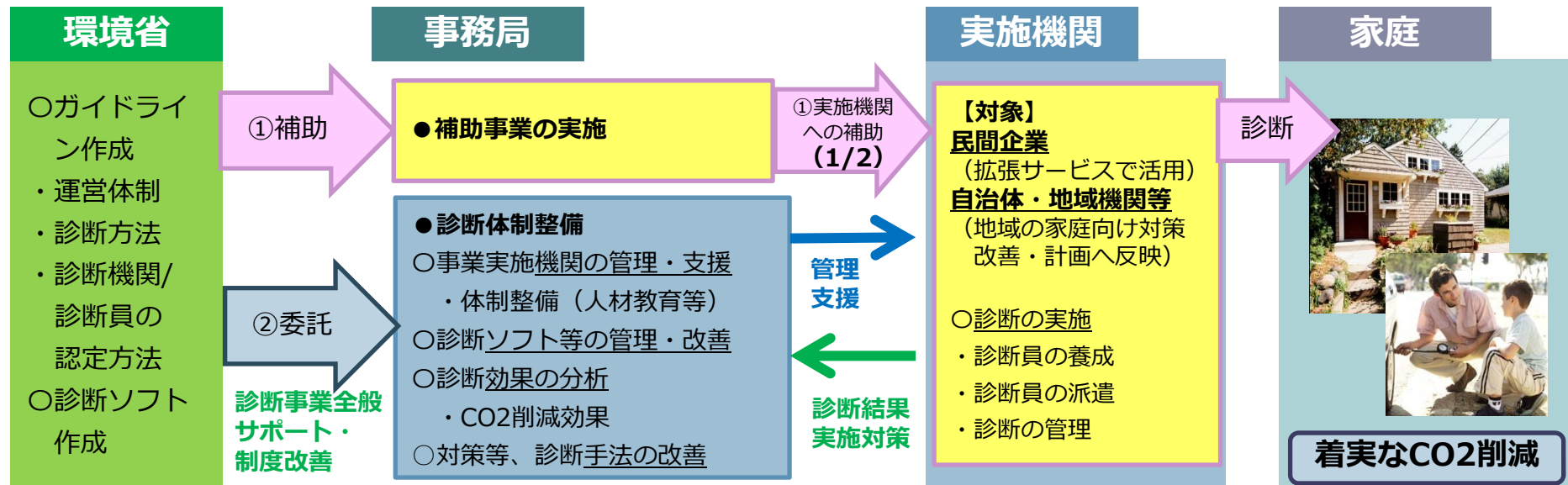


事業概要

- ①家庭で低炭素ライフスタイルを構築するため、各家庭に診断員を派遣し、家庭に応じた温室効果ガス排出削減行動を促すアドバイスを行う診断実施事業に対して補助を行う。
- ②診断を実施する上での体制整備として、環境省の示すガイドラインに従い、診断実施機関の管理・支援や診断ソフトの管理・改善等を行う。

期待される効果

- ・家庭における温室効果ガス削減の着実な促進とそれを支援する人材の育成により低炭素ライフスタイルのイノベーションを実現し、環境・生命文明社会の創出に資する。
- ・低炭素機器の市場拡大・家庭向けの減エネコンサルティングビジネスの普及を通じて持続可能な地域経済社会を実現する。



※診断ソフト・診断方法等のガイドラインは、平成25年度までに基盤整備予定
※個別の診断員については、別途資格試験において認定